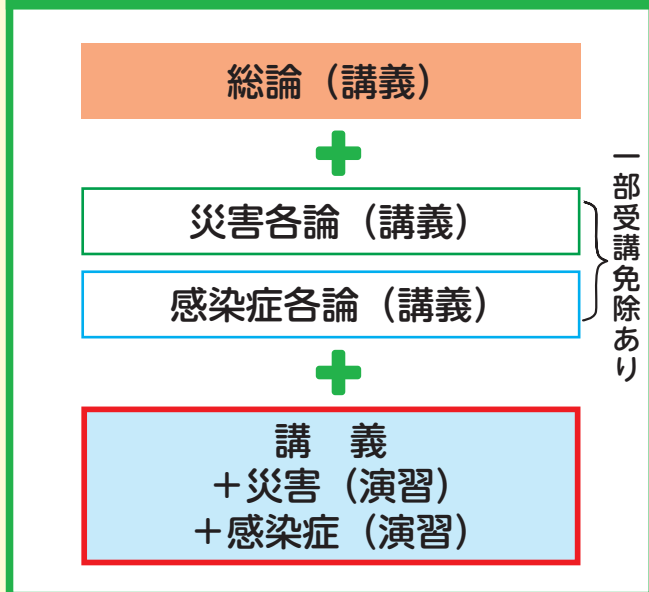


自然災害、感染症支援に係る看護職の応援 派遣体制の概要

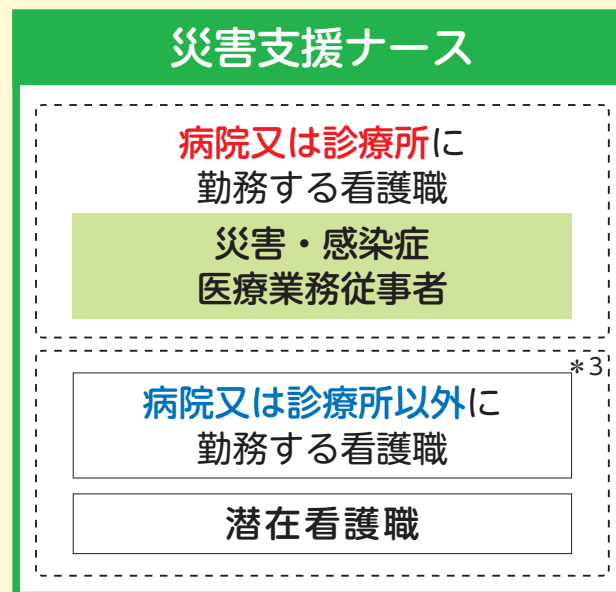
新しい

災害支援ナース養成研修



養成研修修了(修了者リスト化)

都道府県が地域の実情に応じて体制を構築



都道府県が登録や応援派遣に関する実務を都道府県看護協会に委託可能



*3: 病院又は診療所以外に勤務する看護職や潜在看護職も都道府県の調整により応援派遣することが可能

災害支援 ナースの仕組みの主な変更点

(令和5年6月時点)

	現 行	新
法令等の根拠	—	改正医療法・改正感染症法 (令和6年4月施行予定)
派遣の対象	自然災害	自然災害・新興感染症
養成・登録	養成: 都道府県看護協会・日本看護協会 登録: 都道府県看護協会	国
派遣形態	個人により異なる ・休暇を取得 ・業務(出張)扱い等	原則として派遣元の医療機関の職員 ^{*3} として看護業務に従事する(業務扱い)
派遣要請	各県共通の派遣要請ルートはなし	都道府県の派遣要請に基づく (県内調整で対応できない場合は国が全国応援派遣調整を実施)
経費	近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担(それ以外は都道府県看護協会の負担)	公的に負担 (協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁する)